

議案第 4 5 号

羽生市給水条例の一部を改正する条例

羽生市給水条例（平成 1 0 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （ 1 ） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （ 2 ） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （ 3 ） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(趣旨)	(目的)
<p>第 1 条 この条例は、本市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担<u>その他の供給条件並びに給水の適正を保持するため必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(給水装置の種類)</p> <p>第 4 条 給水装置は、<u>次の 2 種類とする。</u></p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(専用給水装置の用途区分)</p> <p>第 5 条 専用給水装置の用途区分は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>次号及び第 3 号に属しないものに使用するもの</u></p> <p>(2) 湯屋営業用 一般公衆浴場に使用するもの<u>又はこれと一般用とを併用するもの</u></p> <p>(3) 臨時用 建設工事<u>その他臨時に使用するもので、使用期間が 1 年以内のもの</u></p> <p>(工事の<u>施工</u>)</p>	<p>第 1 条 この条例は、本市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、<u>その他の供給条件並びに給水の適正を保持するため必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(給水装置の種類)</p> <p>第 4 条 給水装置は<u>次の 2 種類とする。</u></p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(専用給水装置の用途区分)</p> <p>第 5 条 専用給水装置の用途区分は<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>本条第 2 号及び第 3 号に属しないものに使用するもの</u></p> <p>(2) 湯屋営業用 一般公衆浴場に使用するもの、<u>又はこれと一般用とを併用するもの</u></p> <p>(3) 臨時用 建設工事、<u>その他臨時に使用するもので、使用期間が 1 年以内のもの</u></p> <p>(工事の<u>施行</u>)</p>

第 8 条 給水装置工事は、市長又は市長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。

2 指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に市長の工事検査を受けなければならない。

（給水管及び給水用具の指定）

第 9 条 （略）

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 （略）

（工事費の算出方法）

第 10 条 給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により算出された消費税の額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により算出された地方消費税の額を合算した額とする。この場合において、10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（1）～（4） （略）

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

（給水の原則）

第 12 条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

第 8 条 給水装置工事は市長又は市長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ工事竣工後に市長の工事検査を受けなければならない。

（給水管及び給水用具の指定）

第 9 条 （略）

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 （略）

（工事費の算出方法）

第 10 条 給水装置工事の工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額とする。この場合において、10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（1）～（4） （略）

2 前項の各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

（給水の原則）

第 12 条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき又は市長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者のうちから代理人を選定し、市長に届け出なければならない。代理人を変更し、又はその住所を変更したときも、また同様とする。

(メーターの設置)

第15条 (略)

2 (略)

3 メーターの位置が管理上不適當となったときは、市長は、所有者又は使用者の負担において、これを変更し、又は改善させることができる。

4 市長は、使用水量を計量するために特に必要があると認めるときは、受水タンク以下の装置に市のメーターを設置することができる。

(メーターの貸与)

第16条 (略)

2 (略)

3 保管者が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用開始、中止、変更等の届出)

第17条 水道使用者等は、次の各号

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市はその責を負わない。

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は市長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者のうちから代理人を選定し、市長に届け出なければならない。代理人を変更し、又はその住所を変更したときも、また同様とする。

(メーターの設置)

第15条 (略)

2 (略)

3 メーターの位置が管理上不適當となったときは、市長は所有者又は使用者の負担において、これを変更、改善させることができる。

4 市長は使用水量を計量するために特に必要があると認めるときは、受水タンク以下の装置に市のメーターを設置することができる。

(メーターの貸与)

第16条 (略)

2 (略)

3 保管者が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用開始、中止、変更等の届出)

第17条 水道使用者等は、次の各号

のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) 給水装置を料率の異なる用途に使用するとき。

(3) (略)

2 (略)

(私設消火栓の使用)

第18条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 (略)

(水道使用者等の管理上の責任)

第19条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に申し出なければならない。

2～4 (略)

(給水装置及び水質の検査)

第20条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から検査の請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 (略)

(料金の支払義務)

第21条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。

(料金)

第22条 料金は、次の表により算定した基本料金及び超過料金の合計額(この場合において、10円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)に消費税法の規定により算出された消費税の額及び地方税法の規定により算出された地方

のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) 給水装置を料率の異なる用途に使用するとき。

(3) (略)

2 (略)

(私設消火栓の使用)

第18条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 (略)

(水道使用者等の管理上の責任)

第19条 水道使用者等は善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に申し出なければならない。

2～4 (略)

(給水装置及び水質の検査)

第20条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から検査の請求があったときは検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 (略)

(料金の支払義務)

第21条 水道料金(以下「料金」という。)は水道の使用者から徴収する。

(料金)

第22条 料金は、次の表により算定した基本料金及び超過料金の合計額(この場合において、10円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じた

消費税の額を合算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

給水装置の種類	料率	基本料金 1 か月につき		超過料金 1 か月あたり 1 立方メートルにつき
		水量	料金	
用途				
専用給水装置・私設消火栓	(略)	(略)	(略)	(略)

(使用水量の計量)

第23条 (略)

2 使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数は、次の検針に繰り越して計量する。

3 (略)

(使用水量の認定)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

(1) ・ (2) (略)

(料金の算定)

第25条 料金は、隔月ごとの定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ市長が区域別に定めた日をいう。)にメーターの検針を行い、その日の属する月分及びその前月分として各月均等の水量とみなしてこれを算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に検針を行うことができる。

(特別な場合の料金算定)

第26条 月の中途において、水道の使用を開始し、中止し、又は廃止したときの料金は、次のとおりとする。

ときは、その端数金額を切り捨てる。

給水装置の種類	料率	基本料金 (1 か月につき)		超過料金 1 立方メートルにつき
		水量	料金	
用途				
専用給水装置・私設消火栓	(略)	(略)	(略)	(略)

(使用水量の計量)

第23条 (略)

2 使用水量に、1立方メートル未満の端数があるときは、その端数は、次の検針に繰り越して計量する。

3 (略)

(使用水量の認定)

第24条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

(1) ・ (2) (略)

(料金の算定)

第25条 料金は、隔月ごとの定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ市長が区域別に定めた日をいう。)にメーターの検針を行い、その日の属する月分及びその前月分として、これを算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に検針を行うことができる。

(特別な場合の料金算定)

第26条 月の中途において、水道の使用を開始し、中止し又は廃止したときの料金は次のとおりとする。

(1) 使用日数が16日未満であって、かつ、使用水量が基本水量の2分の1に満たないときは、基本料金の2分の1の金額

(2) 使用日数が16日以上の場合又は使用水量が基本水量の2分の1を超えたときは、1か月分として算定した金額

(3) 水道の使用の中止又は廃止の届出がないときは、これを使用しないときでも基本料金を徴収する。

(水道加入金)

第28条 給水装置を新設しようとする者（メーターの口径を増径する場合も含む。）は、水道加入金（以下「加入金」という。）を納入しなければならない。

(1) 使用日数が16日未満で、かつ使用水量が基本水量の2分の1に満たないときは、基本料金の2分の1の金額

(2) 使用日数が16日以上の場合、又は使用水量が基本水量の2分の1を超えたときは、1月分として算定した金額

(3) 水道の使用の中止、若しくは廃止の届出がないときは、これを使用しないときでも基本料金を徴収する。

(水道加入金)

第28条 給水装置を新設しようとする者（メーターの口径を増径する場合も含む。）は、次の表の定めるところにより水道加入金（以下「加入金」という。）を納入しなければならない。ただし、メーターの口径を増径する場合の加入金の額は、新口径と旧口径に应ずる加入金の差額とする。

メーターの口径	加入金の額
13ミリメートル	118,800円
20ミリメートル	237,600円
25ミリメートル	475,200円
40ミリメートル	1,425,600円
50ミリメートル	2,732,400円
75ミリメートル	6,890,400円
100ミリメートル	13,780,800円
125ミリメートル	市長が別に定める。

リメートル以上

2 加入金の額は、次の表に定める額（メーターの口径を増径する場合にあっては、次の表に定める新口径に係る額と旧口径に係る額との差額）に消費税法の規定により算出された消費税の額及び地方税法の規定により算出された地方消費税の額を合算した額とする。

メーターの口径	加入金の額
13ミリメートル	110,000円
20ミリメートル	220,000円
25ミリメートル	440,000円
40ミリメートル	1,320,000円
50ミリメートル	2,530,000円
75ミリメートル	6,380,000円
100ミリメートル	12,760,000円
125ミリメートル以上	市長が別に定める。

3 建設工事等のために給水装置を新設しようとするもののうち、給水期間が1年以内である場合は、加入金の納入を要しない。ただし、水道料金の用途区分は、臨時用とする。

（加入金の納入方法）

第29条（略）

2 前項の規定により納入した加入金は還付しない。ただし、給水装置工事の申込みの取消し、設計の変更等

2 建設工事等のために給水装置を新設しようとするもののうち、給水期間が1年以内である場合は、加入金の納入を要しない。ただし、水道使用料の用途区分は臨時用とする。

（加入金の納入方法）

第29条（略）

2 前項の規定により納入した加入金は還付しない。ただし、給水装置工事の申し込み取り消し、設計の変更

市長が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

(手数料)

第30条 手数料は、次の区分により指定給水装置工事事業者又は申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、申込み後徴収することができる。

(1)～(6) (略)

2 (略)

(料金、加入金、手数料等の軽減又は免除)

第31条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

(給水装置の検査等)

第32条 市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第33条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申

等市長が特別の理由があると認めるときは還付することができる。

(手数料)

第30条 手数料は、次の各号の区分により指定給水装置工事事業者又は、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、申込み後徴収することができる。

(1)～(6) (略)

2 (略)

(料金、加入金、手数料等の軽減又は免除)

第31条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

(給水装置の検査等)

第32条 市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第33条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申

申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対しその理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設等と連結して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) (略)

(2) 給水装置が使用中止の状態にあって、かつ、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第6条第1項の規定による承認を受けないで、給水装置を新設し、又は改造した者

(2) 正当な理由がなく、第15条第2項の規定によるメーターの設置、第23条第1項の規定による使用水量の計量、第32条の規定による給水装置の検査又は第34

申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対しその理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設等と連結して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) (略)

(2) 給水装置が使用中止の状態にあって、かつ、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第6条第1項の規定による承認を受けないで、給水装置を新設又は改造した者

(2) 正当な理由がなく、第15条第2項の規定によるメーターの設置、第23条第1項の規定による使用水量の計量、第32条の規定による給水装置の検査、第34

<p>条の規定による給水停止を拒み、 又は妨げた者 (3)・(4) (略) (委任) 第40条 この条例の施行に関し必要 な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>条の規定による給水停止を拒み、 又は妨げた者 (3)・(4) (略) (委任) 第40条 この条例の施行に関し必要 な事項は、市長が定める。</p>
---	---

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年6月21日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明